

5 申込に必要な書類

電気自動車等

詳しくは申請書の「添付書類」をご覧ください。

- 1 かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（電気自動車～申請者用）（第5-2号様式）
- 2 対象となる補助金*の補助金額の確定を示す書類の写し（*4「要件と助成金額」に掲載）
- 3 領収書およびその（領収書の内容が載った）内訳書の写し
- 4 自動車車検証の写し（助成対象のもの。電動バイクの場合は標識交付証明書または軽自動車届出済証）
- 5 納税証明書【前年度の住民税納税証明書（個人）・直近の法人都民税納税証明書（法人）等】
- 6 登記簿謄本（申込者が法人の場合）
- 7 確定申告書・営業証明書等の写し（申込者が個人の場合）

普通・急速充電設備

詳しくは申請書の「添付書類」をご覧ください。

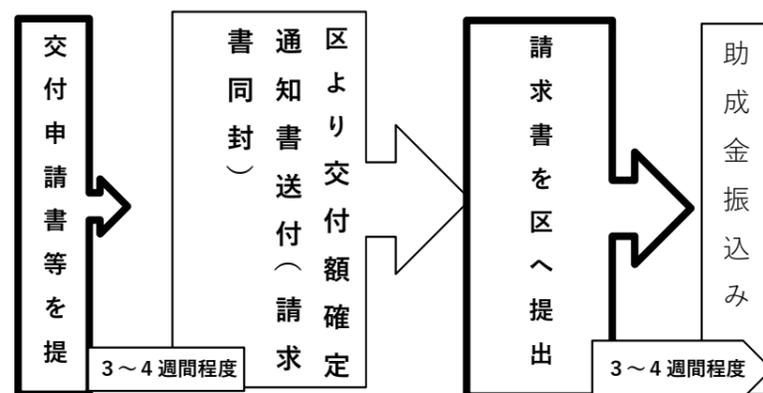
- 1 かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（普通・急速充電設備申請者用）（第5-3号様式）
- 2 対象となる補助金*の補助金額の確定を示す書類の写し（*4「要件と助成金額」に掲載）
- 3 領収書およびその（領収書の内容が載った）内訳書の写し
- 4 対象機器の型番等がわかるパンフレット等の写し
- 5 納税証明書【直近の法人都民税納税証明書】
- 6 登記簿謄本（申込者が法人の場合）

6 その他 注意点

- ・未納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です（「課税証明書」ではないため、ご注意ください）。
- ・印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください（スタンプ印不可）。
- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です。
- ・他の補助金額と区の補助金額の合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額いたします。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。

7 助成金の流れ

（太枠：申込者が行うもの）



令和4年度

事業所用（事後申請分）

かつしかエコ助成金のご案内

- ◆個人住宅や集合住宅への導入については、「個人住宅用」「集合住宅用」（事後申請分）をご覧ください。
- ◆太陽光発電システムなどの事前協議分の助成金については（事前協議分）をご覧ください。

（注意）対象となる国の補助金交付確定後に申請が可能なもの

1 申込受付期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 対象項目

1 電気自動車等

（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車
燃料電池自動車・電動バイク等）



2 普通・急速充電設備

（電気自動車等へ電気を供給するもの）



3 助成対象者

区内に住所を要する事業所等が、その事業を行う場所・事務所に対象機器等を導入する場合で以下の項目に該当する方（リース・レンタルは除く）。

***建物の所有者の貸し物件等でそこで自ら事業を営んでいない場合は対象とはなりません。**

- ・中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・医療法第39条に規定する医療法人
- ・宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- ・地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- ・その他上記以外の団体であって、区長が特に必要と認めるもの。
- ・【工場】【指定作業所】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

以下の要件をすべて備えた方が対象です。

- (1) 対象となる国の補助金の交付確定後であること。
- (2) 直近の法人都民税を滞納していないこと。
- (3) 個人事業主の場合は、令和3年度の特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- (4) 賃貸又は使用貸借の場合は、所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること
- (5) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (6) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。

4 要件と助成金額

	対象機器等	想定される申請者	概要		算出方法	限度額
			* 項目ごとのすべての要件を満たすこと。			
国の補助金交付決定後 どちらか一方のみ（重複は不可）	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク等 ◆車検証「使用の本拠の位置」が葛飾区内であること。	(事業のために)電気自動車等を導入する法人・個人	経済産業省又は環境省が実施する又は実施していた下記の事業における補助対象車両として、 当該事業の執行団体* が指定する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、側車付二輪自動車・原動機付自転車、ミニカー、超小型モビリティ等で、同団体より補助を受けた車両で、平成25年4月1日以降に購入したもの	* (参考)R3の執行団体 一般社団法人 次世代自動車振興センター クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金☆ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金	国の補助事業（左記）における交付額の1/4	25万円
	普通・急速充電設備	事務所・工場等への導入を行う法人	経済産業省が実施する又は実施していた下記の事業における補助対象機器として、 当該事業の執行団体* が指定するもので、同団体より補助を受けた充電器で、令和4年4月1日以降に購入したもの	* (参考)R3の執行団体 一般社団法人 次世代自動車振興センター クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金☆ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業補助金)	国の補助事業（左記）における交付額の1/4	30万円

注意) 対象の補助金名は年度・予算毎に若干の変更がある場合があります。助成対象等の内容に変更がない場合は本助成の対象となります(助成範囲の拡大・縮小等がある場合は本助成金の対象外となる場合があります。事前にお問い合わせください。)

注意) 普通・急速充電設備は国の補助金にて個人(事業主)は対象外のため、法人のみが対象となります。

☆この補助金のうち、「水素充てんインフラの整備事業」に係る補助金は対象外です。

申請方法

- ・葛飾区役所環境課（下記）に持参もしくは郵送★にて下記まで送付ください。
- ★郵送の場合、不足書類がないか十分に、ご確認ください。

申請及び問い合わせ先

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号
 電話：03-5654-8228 又は 03-5654-8531
 FAX：03-5698-1538